

国際平和と人権

—— 平和的生存権の国際的意義について語る ——

明治学院大学法学部教授

宮 地 基

はじめに

今日は国際平和と人権というテーマで、日本国憲法が定めている平和的生存権というものが今の国際社会でどんな意味を持っているかということについて簡単にお話しします。

一九八〇年代末に冷戦構造が崩壊し、旧ソ連を中心とする東側の軍事同盟は崩壊しました。これによって多くの人たちは、少なくとも冷戦時代よりは平和な時代がやってくるのではないかと期待を抱いていたわけですが、我々がいま見るように決して世界は平和になつたとは言えない状況にあります。むしろ冷戦時代には東西対決に専念するために封じ込められていた東西軍事ブロック内部での小さな対立が、地域的な武力衝突にまでエスカレートしたり、テロといった非正規的な武力の行使が起きています。さらに最近のイスラム原理主義勢力やアメリカの一部指導者の発言を聞いていますと、どうもイスラム世界全体がアメリカ、イギリスを中心とした西側諸国を敵視しつつあり、逆にアメリカ、ヨーロッパの指導者がイスラム教徒全体をよは信用できなくなってきたようです。この両者の対立が、徐々にこの二つの文明の間の衝突にまでエスカレートしていつてしまうのではないかと懸念が深刻にささやかれています。

この平和という問題は特に二〇世紀後半になり、平和を維持する、平和な社会で生きていくところが、人間が人間として尊厳を持って生きていくための基本的人権の最も重要な前提であるということが意識されてくるようになります。今のイラクの状況を見ても、確かにフセイン政権の下で決してイラクはいい国とは言えなかつたと思います。弾圧、不正があり、腐敗がはびこっていました。虐殺だってあつたでしょう。でもそのフセイン政権を倒して、それよりもっと悲惨な生活をいまイラクの人々はしているのではないのでしょうか。平和が破壊されることによってまず命を奪われていくのは小さな子供やお年寄り、いちばん弱い人たちが生存の基盤を奪われていきます。今、我々が考えなければいけないのは、どんな人権を語るにしてもそれは平和な社会の中にあつて初めて意味を持つことで、この平和が破壊されてしまえばすべての人権は無に帰する、平和のうちに生きることこそが第一の基本的人権なのではないかということです。

こういふ点から日本国憲法の規定を見えますと、日本国憲法はその前文の中に、全世界の国民が平和のうちに生存する権利を保障しています。おそらく世界で初めて平和が憲法で保障されるべき国民の権利であるということを確認した憲法だと思えます。そういう意味で、現代の国際社会の中で我々が平和な世の中で生きて、それ以外のあらゆる人権を行使、享受できるようにするための前提として、いま日本国憲法の保障する平和的生存権というものは大きな意味を持つていていのではないのでしょうか。

日本国憲法は一名平和憲法とも呼ばれ、平和主義は日本国憲法の大きな特長だと言われています。ただ一般論として言えば、憲法の規定、憲法の力によって平和を維持しよう、戦争を防ごうというのは日本国憲法に限ったことではなく、この世界に今のような憲法がはじめて作られた時代から憲法がいちばん大きな目的の一つとしていたのは、不合理・不条理な目的で戦争ができる限り起こらないようにしようということに実はありました。そういう意味で憲

法の歴史はそのまま戦争を防ぐための、平和を求めるための歴史であったと言っても言いすぎではないと思います。

一・憲法の平和主義の歴史的記録

(一) 近代立憲主義憲法

今、我々が見るような憲法は一体どうやって、いつどこで成立したのでしょうか。ここではそれが日本国憲法の平和的生存権の規定にどうつながっていったのかという観点から簡単に振り返ってみます。

今、我々が見るような憲法が初めて世界に登場したのは一八世紀末、近代市民革命直後の時代でした。近代市民革命といえますとフランス革命やアメリカの独立革命のように、それまでの絶対君主制と呼ばれる政治制度の下で国王の圧政に苦しんでいた一般の市民が武器を持って立ち上がって、国によってはフランスのように国王の首をちょん切って血祭りに上げて絶対君主制を倒し、市民の手で新しい政府を作ったという革命でした。絶対君主制の下で市民が国王の圧政、権力の乱用に苦しんでいた一つの典型的な事例が、国王の恣意的な判断によって起きる戦争でした。例えばフランスではフランス革命に先立つ一〇〇年間に四回も国王の征服欲に基づき戦争が行われたといわれています。市民革命を経て新しく政府を作った人たちは、そういった権力の乱用によって一般の国民が苦しめられることが二度と起きないように、今後新しく作る政府では、国家権力を行使する場合に、誰が権力を担当するにしても必ず守らなければならないルールを明文で決めておこうと考えました。それが憲法だったわけです。国家権力というのはどんな社会になっても、必要でしょう。もちろん要らないという考え方もすでに当時からありましたが、多くの人はやはり誰かが法律を作らなければいけないし、誰かが税金を取らなければいけない、誰かが軍隊を動かさなければいけないだろうということは承認しました。といって、今までのように国王や権力の担当者がやりたい放題の権力行使を

したのでは、人々の権利が尊重される平和な社会はやってこない。だから今後は誰が権力を担当するにしても、必ずあらかじめ決められたルールに従って権力を行使することにしよう。これが憲法のルールだったのです。当時この考え方に基づいてヨーロッパやアメリカで作られた憲法を近代立憲主義の憲法と呼んでいます。

ですから当時の憲法の大きな目的の一つに、国王が恣意的な判断で武力を行使して戦争を起こし、それによって一般国民が苦しめられないようにしようという目標があったわけです。具体的にはいくつかのやり方がありました。アメリカやイギリスが採用したやり方は、実際に戦争をする権限とこれから戦争を始めることを決める権限とを分け、それぞれ別の人が担当するようにしようという考え方でした。この考え方のルールは一六八九年に作られたイギリスの権利章典にあると言われています。権利章典自体、いま我々が言うような意味での憲法とは言い難いものではありますが、この権利章典で初めて、国王の私利私欲によって戦争が起こされることに苦しんだ当時の貴族たちが国王に迫って、必ず市民の代表が集まった議会の承認を得なければ戦争を起こすことはできないというルールを作りました。実際に戦争が始まれば軍隊を指揮するのは国王の権限なのですが、その軍隊を集めて戦争を始めるには議会の承認が要なのです。この発想を憲法で取り入れたのが一七九一年のアメリカ合衆国憲法です。戦争が始まってしまえば軍隊を指揮する権限は大統領にあります。ところがその戦争を始めるかどうかを決定する権限は議会のほうです。したがって戦争が起これば一番ひどい目に遭う一般国民の代表が集まっている議会ですら承認する、納得のいくような理由がない限り、大統領といえども勝手に戦争を起こすことはできないという仕組みを作ったわけです。

もう一つのやり方は、こういう理由で戦争を起こすことを国民は認めないという規定を初めから憲法の中に作っておく方法です。フランスの憲法では、革命に先立って何度も行われた国王の征服を目的とした戦争を禁止するという明文の規定が作られています。似たような規定を持った憲法として一八九一年のブラジル憲法が知られています。

(二) 第一次世界大戦

ただ、こういうやり方で実際に戦争を防ぐことができたかという点、むしろ近代立憲主義憲法の時代というのは絶え間ない戦争の繰り返しであったと言つても言いすぎではありません。その最大の原因は、この近代立憲主義憲法の下でヨーロッパ、アメリカ諸国の経済力が発展し、海外における植民地、経済的な利益の奪い合いが始まつたことでした。つまり海外における経済的な利益を他の国が奪つていこうとしているときに、自国が手をこまねいていけば自分の経済的利益を奪われてしまう。どこの国の国民も政治の指導者、政治権力の担当者が私利私欲に基づいて戦争を起さそうとすればもちろん反対します。でも経済的利益を守るために戦争を起すのであれば議会は賛成に回つたのです。フランスの憲法が禁止していた征服のための戦争には、自分たちの経済的利益を守るための戦争は含まれていませんでした。こういった、とりわけ海外の植民地を中心とした経済的利益の奪い合いによる戦争が帝国主義戦争と呼ばれるものです。これが頂点に達したのが第一次世界大戦でした。第一次世界大戦は一九一四年から足かけ五年間にわたつてヨーロッパのほとんどの国を巻き込んで戦われ、約一〇〇〇万人と言われる戦死者を出しました。これは当時のヨーロッパ人にとっては今まで知っていた戦争の何十倍も、何百倍も悲惨なものでした。だからこの第一次世界大戦が終わつた後、ヨーロッパの国々は何とかしてこういった悲惨な戦争が二度と起らないような仕組みを作り上げようとしたわけです。

当時、国同士の経済的利益の対立がすぐに戦争にまでエスカレートした一つの大きな原因は、国同士の間にもめ事が起きたときに仲裁できる、国よりも上位にある権威が存在しなかつた点にあります。実はヨーロッパ社会は中世までは普通の国王よりもさらに上位にある権威があつて、国王同士がもめ事を起こしたときにローマカトリック教皇や

神聖ローマ帝国の皇帝が仲裁、あるいは一方を懲罰するといった経験をもっていました。そこで第一次世界大戦後、ヨーロッパの国々は今度は人為的に国と国とが条約を結んで、単なる一般の国よりもさらに上位にある権威を自分たちの手で作り出し、そこに国と国とのもめ事を仲裁する権限を与えようとなりました。これが国際機関というものです。一九二〇年に国際連盟が設立され、国際連盟に加入した国々に対しては国同士のもめ事を自力で、つまり武力で解決することが禁止されます。平和的な手段で、具体的には国際機関が間に入る仲裁裁判、司法裁判、あるいは連盟の最高機関である連盟理事会にそのもめ事を付託して、その仲裁を仰ぐことを義務づけたわけです。そしてそういった仲裁機関の判決が下ったにもかかわらず、三カ月待っても相手国が従わない場合に限って戦争に訴えることができるというルールを作り上げました。一九二一年には国同士のもめ事を裁判するための常設国際司法裁判所も設けられています。

この国際連盟規約では判決後三カ月たっても相手国が仲裁、あるいは裁判に従わない場合に、いわば最後の手段としての戦争は禁止されていなかったわけですが、これもやめてしまおうというのが一九二八年の不戦条約の考え方です。不戦条約では国際紛争を解決するために戦争に訴えることが無条件に禁止されました。まだ戦争にまでは至らないが、国同士の間にも何かもめ事が発生する。これが国際紛争です。この国際紛争を解決するために自分から仕掛ける戦争が禁止されたわけです。逆に言いますと、相手から不当に武力攻撃を受けたときに、その攻撃から自国を守る防衛戦争は禁止されていませんでした。ただ、この不戦条約の発想は、すべての国々がこの不戦条約に加盟すれば、国際社会にどんなもめ事が起きてもそれを解決するために自分のほうから戦争に訴える国はなくなるのですから、結果的に防衛のための戦争も必要なくなるだろうと考えたのです。

(三) 第二次世界大戦

ただ、こういった仕組みを作っても第二次世界大戦を防ぐことはできませんでした。なぜ防げなかったのか。せっかくこうやって戦争を防ぐための国際的な約束事を作ったにもかかわらず、自国の利益のためにこのルールを真つ向から踏みこむ国が現れたからです。それがヨーロッパにおけるドイツであり、アジア太平洋地域における日本だったわけです。

日本は当時、中国大陸への出兵を巡って中国との間に国際紛争を引き起こします。中華民国政府はこれを国際連盟の規約に基づいて連盟理事会に付託します。連盟理事会では、これは中華民国政府の言い分のほうが正しい、日本は少なくとも中国大陸から軍隊を引き上げろという勧告が採択されました。当時の規約に従えば、三カ月以内に日本はそれに従わなければいけない。ところが日本はこれに従おうとしませんでした。むしろこの採決を不服として国際連盟から脱退するという方法を選んだのです。脱退してしまえば連盟の採決に従う必要もないと開き直ったわけです。国際社会の約束事を守らないで自分たちの利益を追求しようという国に対して、当時の国際法は武力で制裁を加えることは認めていませんでした。認められていたのは、武力を使わないで制裁を加えること、具体的には経済制裁です。貿易、あるいはその他の経済関係を断絶する。日本は今も昔もその資源の大部分を海外からの輸入に頼っていますから、こういった経済制裁には非常に弱い国であるはずで、経済制裁を受けますと海外から食料も燃料も入ってこなくなります。だから当時の国際社会の国々は、日本は遠からずこの経済制裁に屈服して連盟の判決に従うだろうと考えたのです。しかし当時の日本の指導者はそういう決定をしませんでした。日本は国際連盟の当初からの加盟国であり、常任理事国という重要な地位にも着いていました。不戦条約においても最初の段階から中心的に国際社会に呼びかけて条約の締結に尽力した国の一つでした。にもかかわらず、自分たちの作ったこういった条約を真つ向から踏み

にじつて、この国際紛争を解決するために一か八か戦争に打って出るといふ道を選んだのです。

こうして引き起こされた第二次世界大戦は少なくとも六〇七年以上の期間にわたって戦われ、戦死者だけで約二五〇〇万人の犠牲を出したと言われています。さらに特徴的だったことは、兵士だけではなく民間人の間にさらにそれを上回る大きな被害を出した点です。少なく見積もっても民間人だけで二〇〇〇万人から三〇〇〇〇万人の死者が出たと言われています。民間人の犠牲者としていちばん多かつたのがヨーロッパで虐殺の対象となったユダヤ人です。三〇〇万人から五〇〇万人が命を落としただろうと言われています。それから広島、長崎の原爆。三四十万人が命を落としたと言われています。そういった空襲、戦略的な爆撃はヨーロッパでも行われました。ドイツのドレスデンでは二三十万人が死亡したと言われています。

第二次世界大戦後、世界各国は今度こそこういう悲惨な戦争が起こらないような国際社会の仕組みを作ろうと考えました。それが国際連合による集団安全保障と呼ばれる考え方です。この考え方においては、国際連合の加盟国に対して自らの判断で武力を行使し戦争を行うことを禁止します。戦争が一般的に国際法違反になるわけです。ただし、いくらこういったルールを作っても、第二次世界大戦前のドイツや日本のようにその国際社会のルールを踏みにじって平和の破壊に走る国は当然ありうる。国際連合の集団安全保障システムではその対処も考えました。国際連合の約束事に反して自分から武力行使する国に対しては、国連加盟国が結束して最終的には武力を使ってでも制裁を加えます。つまり一カ国でも国際社会のルールに反して武力行使する国があれば、他のすべての国連加盟国から制裁を受けるといふ約束をお互いに取り付ける、これが集団安全保障という考え方です。常識的に考えて、どんな国でも他の国連加盟国すべてを相手に戦争して勝てるわけがない、だからこういう約束事をあらかじめ取り交わしておけば、あえて戦争に訴える国はなくなってくるだろうというのが国連憲章の考え方だったわけです。

この考え方によりますと、各国が自らの判断で戦争することは一般に禁止されます。国連憲章上、許されるのは安全保障理事会の決定に基づいて、まさにこの集団安全保障システムの発動として、国連全体の意思決定として行使される武力、これは国連憲章の四二条に定められています。もう一つは、ある国が国際法を破って武力行使に訴えた場合、この国連の制裁が発動されるにはどうしても時間が掛かります。国連が対処を取るまでの間、いわば暫定的にその被害を受けている国が自らの安全を守るために必要最小限度の武力を行使する、自衛権の行使は認められています。この二つだけが現在の国際法上、合法的な武力行使とすることができません。

このシステムでは各加盟国が自らの判断で独自に戦争を起こすことは禁止されます。そこで、国際連合の理念に賛同することを表明する一つの手段として、国際法に違反して自分から戦争を引き起こすことを禁止するという規定を自国の憲法の中に設ける国がいくつか現れてきました。例えば一九四六年に作られたフランス憲法。これは今の憲法ではなく、もう一つ前の憲法です。第二次世界大戦は多くの国々の国土と国民生活を破壊しましたから、復興にあたって多くの国々が新しく憲法を作り直しました。これは日本やドイツのような敗戦国だけではありません。フランスは戦勝国ではありませんが、第二次世界大戦中、一貫してドイツに占領されてきました。最初にドイツが進撃してフランス全土を占領するときと、世界大戦の終盤に今度はドイツ軍をフランス全土から追い出したときと、二回、全国土が戦場になったわけです。フランス国民の生活と経済は根底から破壊されました。だからフランスでは戦後、国家と国民生活を立て直すために新しく憲法を作ったわけです。この憲法の中で、フランス共和国は国際法の諸規則を遵守する、フランス共和国は征服を目的とするいかなる戦争も企てず、いかなる人民の自由に対しても決して武力を行使しないという規定を設けました。イタリアの憲法も、他の人民の自由を侵害する手段および国際紛争を解決する方法としての戦争を否定するという規定を、ドイツの憲法では、そういった戦争の遂行を準備する行為を犯罪として処罰

するという規定を憲法に設けました。

そして我々の日本国憲法第九条、日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄するという規定を設けたのです。したがって憲法第九条の存在自体は決して国際社会において特殊なものではなく、第二次世界大戦後、新しく作られた多くの国の憲法と同じように、国際社会のルールを守るために、国際紛争を解決するために自ら武力行使しないということ憲法で約束したという意味を持つてゐるわけです。

二、日本国憲法の平和主義の特徴

①戦力の不保持

ただ、日本国憲法の定めている平和主義に関する規定を他の国の憲法と比較して見た場合、そこにはやはり日本国憲法にしかない特徴があります。第一は憲法第九条が単に戦争を放棄するだけでなく、戦力を持たないということを定めた点です。第九条二項は、前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない、国の交戦権はこれを認めないと規定しています。確かに国が戦力を持つていなければ逆立ちしても戦争はできませんし、他国に武力を行使できなくなります。憲法九条一項に書いてある目的を達成するためにこれほど確実な方法はありません。そういう意味で日本国憲法は単に戦争をしないというだけではなく、やりたくてもできない仕組みを作り出すことによって戦争放棄が確実に行われる仕組みを作り出すとしてゐると考えることができます。もつとも戦力を持たなければ、逆に他国から不当な武力行使を受けたときに自分の国と国民の安全を守ることができなくなります。日本国憲法は他の国から攻められたときに自国が守れなくなることを覚悟の上で、自分から戦争が絶対できない仕組みを作り上

げようとしたことになります。これは相当悲壮な決意です。ここまでの規定を持ったのは、さすがに第二次世界大戦後でも日本の憲法だけでした。

一体なぜ日本の憲法だけが他国から攻められて守れないことを覚悟の上で戦力放棄しなければいけないのか。その理由は日本国憲法に明記されています。前文の冒頭部分には憲法制定の動機が書かれています。「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」「再び」というのですから、かつて一度、日本政府の行為によつて戦争の惨禍が引き起こされたという認識に立つていることになります。それを二度と起こさせないようにするのがこの憲法を作った目的なのです。もちろんアジア太平洋地域における第二次世界大戦をかつて日本政府が引き起こしたことを指しているわけです。だから日本政府にはもう二度と戦力を与えない。そのために自分たちが攻められてポロポロになつても、それを覚悟の上で加害者にだけは絶対ならない。当時ここまで悲壮な決意ができたのはおそらく日本国民だけだつたと思います。世界の中で日本国民だけが、政府に戦力を与え、それによつて国民の安全を守ろうとしても全く無駄だということに染みて知つていたのです。

それを日本国民に教えたのが原爆の体験でした。たつた一発の爆弾が空から落ちてくることによつて十萬都市が壊滅する。こういう経験を二度も目の当たりにした日本国民は、こんなものが空から落ちてくる時代になつたら、少しぐらい戦車や戦闘機を政府に与えて自分たちの暮らしを守つてもらおうと思つても何の役にも立たないということを思い知らされたのです。そんな役に立たないものを政府に与えてまた戦争する危険を冒すぐらいならば、いっそ全部取り上げてしまつたほうがましだと考えたのはある意味で当然のことだと思ひます。これは戦後の世界で日本が自分

たちの安全・生存をどうやって確保していくかといった、安全保障に関する日本国民の大きな決断だったと言えます。戦力を持つていくのと持たずにいくのと、どっちが自分たちにとって安全なのか。これはやってみなければ分からないことです。そういう意味で、これは一つの決断だったのです。

②平和を要求する国民の「権利」の承認

もう一つの日本国憲法の特徴は、平和的生存権、平和のうちに生存することが国民の権利、それも全世界の国民の権利であるということを承認した点にあります。この権利という言葉は法律の世界では非常に重要です。あだやおろそかでは使えない。私はこういう権利を持っていると法律の世界で主張することは、相手はその利益を自発的に自分に与えない場合、裁判所に訴えて強制的手段を使っても相手からその利益を取ることができるということを意味します。例えば一〇〇万円を誰かに貸した場合、期日が来れば利息を添えて返してもらおう権利があります。これは民法上の権利なのです。もし相手が自発的にそれを払わない場合、裁判に訴えて財産を差し押さえて強制執行してでも、相手から一〇〇万円プラス利子を取ることができず、法律上の権利とはそういう意味です。

平和のうちに生存することが権利であるということは、政府がこの約束を破って平和を破壊しようとしているときに、国民は強制的手段に訴えてでもそれをやめさせることができるということを意味します。これは憲法が国民に保障した権利、人権です。憲法とはそもそも国家権力行使のルールですから、国家権力を担当する人間はそれがどんな国家権力であれ、必ず憲法に定められたルールに従ってそれを行使することを要求されます。憲法に定められた国民の権利はどんな国家権力といえどもこれを奪うことはできません。つまり政府に対して主張できる国民の権利、これが憲法上の権利、人権なのです。さらに日本国憲法の大きな特徴は、この権利を日本国民にだけでなく、全世界の

国民に認めたことです。自国が戦争に巻き込まれれば生活を根底から破壊される。あるいはかつて一度、日本政府の行爲によって戦争に巻き込まれてひどい目に遭った。そういう全世界の国民に対して、日本政府が今度そういう行動を取ろうとしたら強制的手段を使ってでもそれをやめさせることができる力を与えているということになるのです。もちろんその第一の責任を持つているのは日本の主権者である日本国民です。日本政府が再び戦争に走ろうとしたとき、日本国憲法はそれをきつと国民が止めてくれるに違いないと、その力を平和的生存権として憲法上認めたのです。いったいどうやってその権利を行使するのか。実はこれがいちばん難しいところです。憲法には具体的には何も書いてありません。それは私たち国民一人ひとりが考える必要があるだろうと思います。

三、冷戦と安全保障

もつとも残念ながら第二次世界大戦後の世界は、国連憲章が定めた集団安全保障の考え方どおりにはなりません。なぜ国連憲章に定める集団安全保障構想がうまくいかなかったのか。理由は簡単です。国連憲章の集団安全保障構想は、一カ国でも自分から戦争を始めようとする国があれば、他の国連全加盟国が結束してその国に制裁を加えます。どの一カ国といえども他の全加盟国を相手にして勝てるわけではないですから、自分から戦争に訴えることはないだろうと考えるわけです。ところが現実には第二次世界大戦後の世界では、他の国連加盟国すべてを相手にしても勝ってしまうかもしれない国がありました。それがアメリカとかつてのソ連、いわゆる超大国です。アメリカやソ連が国際法違反を犯した場合、他の国連加盟国が国連憲章のつとめて結束してアメリカに制裁を加えるでしょうか。これはあまりにも非現実的です。それをやればもう一回、世界戦争が起こってしまいます。ソ連の場合も全く同じことです。では米ソだけは例外、他の国には機能するかといえは、話はそう簡単ではありません。確かにアメリカ、ソ連

以外の国は他の国連加盟国すべてを相手に勝ってしまうほど強くはなかったでしょう。ただ、その国が核兵器を持っていたら制裁を加える国は核兵器で反撃を受けることを覚悟しなければなりません。もちろん全世界が結束すれば負けはしないでしょうが、数カ国は原爆を投下されるはずで、そのリスクを冒してまで制裁を加える国があるでしょうか。核兵器が多くの国に拡散していくことによって、集団安全保障システムは機能不全に陥りました。

そこで多くの国々が現実を選択した安全保障システムは、アメリカ、ソ連という超大国を中核にして、それぞれアメリカを支持する国々、ソ連を支持する国々が軍事ブロックを築き、巨大な軍事力を蓄えることによって相手から手を出せないような状況を作っていくという、いわゆる恐怖の均衡と呼ばれる安全保障システムでした。どちらの軍事同盟にとっても、相手が核ミサイルを飛ばしてくれば打ち落とす確実な方法は今でもまだありません。だから防ぐことはできないが、もし一発でも打ち込んでくればこっちは一〇発、二〇発を打ち返す、そっちが攻撃してくるならこっちは倍にも三倍にもしてお返しするぞという態勢を相手に見せつけることによって相手の攻撃を思いとどまらせる、これは抑止力という考え方です。軍事力を使って相手をたたきのめすのではなく、相手に見せつけて手を出せないようにするわけです。

このシステムを機能させるためにはお互い莫大な量の軍事力を必要とします。相手が全力を挙げて攻撃を仕掛けてきたとき、第一撃で生き残った戦力だけで倍以上のお返しをしなければいけないわけですから、相手を確実に上回る戦力が必要になります。必然的にこのシステムは軍拡競争を引き起こします。相手より少しでも多くの戦力を持たないと相手の攻撃を抑止できないからです。

このシステムの下で、両大国はついに地球を一〇回以上滅ぼせるかもしれないというぐらいの軍事力を築き上げることになってしまいました。もっとも冷戦時代にはこの巨大な軍事力は一度も本格的に使われることはありませんで

した。当たり前です。本気で両大国が戦争したら世界は破滅するのです。逆に使ってしまったら世界は破滅するからこそ、お互いできる限り使わないように思いとどまる、使ってしまったら世界が終わりという恐怖を背中に背負った安全保障、だから恐怖の均衡と言われるわけです。巨大な軍事力を持つてはいるのですが、これはあくまで相手に見せつけるものであつて使いませんから、それを使つたらどうなるかという恐怖感はだんだん薄れていきます。長年にわたつて使わないうちに忘れられてきました。

こういう状態の中で日本国民が現実を選択した自らの安全を守る道は、西側の軍事同盟に加入して東側の攻撃から身を守ろうという考え方でした。それが日米安全保障条約です。日米安全保障条約とはこの西側の軍事ブロックの一環として、アジア地域における東側の軍事ブロックに対して日本、アメリカ、そして同じように軍事同盟を結んで他の国々の軍事力を見せつけて、もし日本に手を出せば西側の軍事同盟が総力を挙げて反撃するぞという態勢を見せつけることによつて攻撃を思いとどまらせようという考え方です。軍事同盟に参加しているわけですから自らも軍事力を持たざるを得ません。だから自衛隊を創設することが必要になってきます。ただ、日本国民は西側の軍事同盟に加入して自らの安全を守ろうというこの決断が、日本国憲法を作ったときの最初の決断、戦力を持たない、それによつて絶対に自分から戦争を引き起こさないようにしようという決断と矛盾するとはどうやら思わなかつたようです。なぜなら自衛隊を作つて日米安全保障条約を結んだ後も、長年にわたつて懸念としては挙げられていながら憲法第九条を改正しようとはしなかつたからです。ということは、何らかの形で両立できると思つていたことになりました。日本も西側の軍事同盟に加入する以上、自前の軍事力、すなわち自衛隊を持ちます。でもこれは使うつもりがないのです。なぜならそれは抑止力だから。抑止力というのは相手に見せつけて攻撃を思いとどまらせるものなので、これは使つてしまつたらおしまいですから初めから使うつもりはないものだったので。

日本が自衛隊という事実上の軍事力を持ちながらおそらく本気で使うつもりがなかったという一番の証拠として、近年に至るまで有事法制が整備されてこなかったという点を挙げる事ができます。有事法制というのは軍事力を実際に使うときのルールを定める法律です。使うつもりならなければ困るのです。軍事力を持つていたって使うための手続を定めた法律がなければ実際には使えません。でもそれをあえて作ってこなかったのは、使うつもりがないからです。むしろ作らないことで、我々も軍事同盟に加入する以上戦力は持つが、これは見せるための戦力で使うつもりはないということに近いことを近隣諸国、国際社会にアピールするつもりもあつたと思います。わざと使い方を決めておかないことによって、自分のほうから使うつもりはないと。もつとと言うと、使うつもりは全くないからむしろわざと使いにくくした、だからこそ自分から戦争を起こすつもりはないという第一の決断と必ずしも矛盾していないというふうに考えたのです。

四、冷戦終結後の安全保障構想

(一) 冷戦の終結

しかし冷戦が終結したことによってこの前提条件はすべて崩れました。これまで莫大な軍事力を持つてにらみ合ってきた軍事同盟のうち、東側の軍事同盟が崩壊します。西側の軍事同盟は存続しましたが、もはやその巨大な戦力を見せつける相手はいなくなつたのです。NATOを中心とする西側の軍事同盟もその役割は終つたはずで、実際、冷戦終結後、NATOは解体すべきだという意見が西側にもありました。しかし現実には、NATOを中心とする西側の軍事同盟はその役割を変えて生き残る道を選択しました。冷戦が終つても世界は決して平和になつたわけではなく、むしろそれぞれの軍事ブロックに閉じ込められていた地域的な利害対立、あるいはテロといったような限定的

な武力紛争が頻発するようになりました。ここにせつかく東側と対峙するために築き上げた西側の巨大な軍事力があるのだから、今度は地域紛争が起こったときにそこに軍隊を派遣して力づくでも抑え込む、テロを起こそうとする勢力をこの圧倒的な軍事力をもって抑え込む、それによって強制的に平和を回復させる、これが西側の軍事同盟が自らに新たに与えた役割でした。

実際このような考え方に基づいて、ソマリアで起きた内戦に平和執行部隊が派遣されたり、コソボ紛争、すなわち旧ユーゴスラビアで起きた内戦でNATO加盟諸国の軍隊が空爆を行いました。さらには湾岸戦争では、イラクがクエートを侵略したとき、それを強制的に追い出すために国際社会が連合軍を作つて派遣しました。こういったやり方が現実に行われてきたのです。

(二) 先制攻撃の正当化

さらに二〇〇一年九月一日、アメリカで世界貿易センターを始めとする拠点对する同時多発テロが起きたことによつて、アメリカはさらに考え方を一歩進めます。テロや限定的武力行使は、特にアメリカが対象になった場合、起きてから対処していたのでは手遅れです。だからテロ攻撃が起きる前にアメリカに対するテロ攻撃、限定的武力行使を企てている場所に、先にこちらから軍隊を派遣してでもそれをやめさせるといふ考え方です。

この考え方に基づいて二〇〇一年、アフガニスタンに対してアメリカ軍、イギリス軍を中心とする部隊が攻撃を加えました。別にアフガニスタンがアメリカやイギリスに攻撃を加えたわけではありません。理由はたった一つ、アメリカにテロ攻撃を加えた勢力の容疑者を、アフガニスタンがアメリカやイギリスの要請にもかかわらず引き渡さなかつたことでした。テロの容疑者をかくまうということはテロの手助けをすることであつて、かくまっている以上また

テロ攻撃があるかもしれない、だからその前にこちらからたたきつぶすという発想です。

あるいは二〇〇三年のイラク攻撃、このときもイラクはアメリカやイギリスに軍事攻撃を加えていたわけでも、テロを仕掛けたわけでもありません。アメリカやイギリスが攻撃を加えた理由はイラクの大量破壊兵器の存在でした。大量破壊兵器といっても核兵器のことではありません。イラクが核兵器を製造する能力を持っていないということは、当時アメリカやイギリスもよく知っていました。ここで問題にしていたのはむしろ生物化学兵器で、これを製造して、アメリカやイギリスをターゲットとするテロリストに引き渡すかもしれない。もしテロリストが化学兵器を使って攻撃を仕掛けてきたら、その被害は九・一一程度では済まない。だからその前にイラクをやつつける。これがいま西側の軍事同盟が考えている安全保障のやり方です。

そして日本も今それに参加するかどうかが問われています。日本国民はいま戦後三度目の大きな安全保障にかかわる決断の前に立たされています。西側の軍事同盟は今こういうやり方で安全を守っていかうとしています。それに日本は参加するのか。実は日本政府はすでにこの構想に参加することを決めて着々と手を打ってきています。

一九九七年に日米安全保障条約のガイドラインが大幅に変更されました。それまでの日米安全保障条約が西側の軍事ブロックの一環として極東地域における東側に対する抑止力という役割を担っていたのに対して、条約自体は改正しないままでその運用を変えて、今後は日本の周辺地域で起きる限定的な武力紛争、武力衝突に日米が協力して対処するために活用しようとしています。つまり冷戦終結後の西側の軍事同盟の考え方を日本の周辺地域で具体化しようということです。日本の周辺地域で何か限定的な武力紛争やテロが起きたら日本とアメリカが協力して、場合によっては軍事力を使ってでも鎮圧する、そういう役割が日米安全保障条約に与えられます。それに基づいて、これを実際に行うための日本の国内法の整備として一九九九年、周辺事態法が制定されました。さらに二〇〇一年、アメリカに

テロ攻撃が起きてからはテロ対策特別措置法、そしてアメリカ軍がイラクに軍事攻撃を掛けてからはイラク特別措置法を制定することによって、アメリカのこの軍事行動を全面的に支援してきました。

日本もこれからは軍事力を実際に使ってテロや限定的な武力紛争に介入し、それを鎮圧する一翼を担うことになりました。こうなつてくると今までの日本国民のバランス感覚、持っているけどそれを使うつもりはないというごまかしは全く通用しなくなります。今度は本気で使うのです。使う以上、当然相手からの反撃を覚悟しなければいけません。自分だけ軍事力を行使して相手から反撃を受けないなんてありません。したがって自分が攻撃されたときにどうするのかということを真剣に考えざるをえなくなります。ここで初めて武力攻撃事態対処法、武力攻撃事態国民保護法、いわゆる有事法制が日本に整備されたのです。この法律ができたということは、まさに日本政府がいまや持つていけるかという気になったことを意味します。使い方を定めた法律がついにできたのです。反撃を受けたときにどうするかということもできたのです。使う覚悟を決めた、それによって反撃を受ける覚悟も決めたということなのです。

問題

日本国民はこの政府のやり方を支持するのか、承認するのかということがいま問われています。これからは軍事力を使うのです。今までの自衛隊のようにお飾りのように持っているだけ、相手に見せつけるだけの抑止力ではありません。そして自分たちも当然相手から反撃を受けることを覚悟することになります。結局これは第二次世界大戦、第一次世界大戦が人々にどんな悲惨な経験を与えたかという記憶が徐々に忘れ去られてきた結果、冷戦時代に本格的に軍事力が使われなかったことによって、軍事力が何を生み出すのかということが徐々に忘れられてきた結果だろうと思います。

しかもこういったやり方を取ることで、これからは平和を破壊しようとする勢力に対してはこちらから先にも軍事力行使してそれをやめさせるわけです。これはこれまで長年にわたって築き上げられてきた国際社会の仕組みを放棄することを意味しています。国際社会にもめ事が起きても必ず平和的な手段で、武力行使しないで解決する方法はないか、国際社会は一生懸命これを追求してきました。この努力をすべて放棄することを意味しています。国連憲章も憲法九条も要らない。そして全世界の国民の平和的生存権は否定されます。政府が戦争を起こそうとするとき、それを止める手段はもはや国民にはなくなってしまう。

安倍さんが総理になって、本格的に憲法改正を進めるのに五年ぐらい掛けてやると言っています。おそらく基になるのは自民党の作った憲法草案でしょう。あの草案にはもちろん平和的生存権への字もありません。当然こういう構想による以上、平和的生存権などという権利を国民に認める余地は全くなくなるわけです。国際社会から地域紛争やテロがなくなるのならやる価値があるかもしれません。でも本当になくなるのでしょうか。テロや地域紛争を圧倒的な軍事力で押し込めることはたしてできるのでしょうか。

実はこの実験はもう何十年も実際にやっている国があります。世界中でテロに対して必ずいちばん強硬な手段を取る国はイスラエルです。イスラエルはその建国のいきさつから、すでに多くの人が住んでいるところに周りの承諾もなく国を作ってしまったわけですから、当然周辺の国々からは決定的な恨みを買っています。だから建国以来イスラエルは一貫して周辺地域、パレスチナ勢力からのテロ、軍事攻撃に苦しめられてきました。イスラエルはテロ攻撃を絶対に容赦しません。必ず軍事力を使って反撃します。テロリストが一人イスラエルに攻撃を掛けてくれば、そのテロリストが生まれた町を徹底的に破壊します。彼が生まれた家を破壊します。でもその結果イスラエルで何が起きているのでしょうか。絶え間ないテロと報復の繰り返しです。テロ攻撃に対してイスラエルが報復して町を破壊すれば、

その町で家を破壊された人、肉親を殺された人が何十人もまたテロに身を投じていくのです。一人のテロリストを殺すことで一〇人のテロリストが生まれると言われています。テロの拡大再生産です。

昔からの国同士の戦争であれば、劣勢に陥った国の指導者が賢明な決断をして降伏する、戦争をやめるといふ決断をすることも可能でしょう。でもテロリストはそういった中央集権的な組織を持っていません。テロリストに対してどんな圧倒的な軍事力で攻撃を加えても、もうテロをやめましようといふみんなに呼び掛ける人は誰もいないのです。被害を受けた人間がまたテロに走るだけです。

結局、原因を取り除かなければ世界は絶対に平和になりません。軍事力で平和を維持するというのは、結局幻想なのです。このままでは我々は本当に文明の間のもう一度大きな世界戦争への道を歩むことになりかねません。今ならまだ間に合うのです。まだ国民には平和的生存権があります。政府に戦争をするなど要求する権利を国民は持っているのです。ただ残念なことに、どうやってその権利を使うのか、憲法には書いてありません。我々が自分で考えるしかない。私にも答えは分かりません。ぜひこの話を聞いた皆さんが真剣に考えてほしいと思います。私たちはその力があるはずなのです。一体どうやってたら戦争への道を止めることができるのか。

一つの手掛かりとして、軍事大国あるいは政治指導者、独裁者、実際に戦争を起こそうとする権力者よりも我々一般国民のほうが有利な点の一つだけあります。我々には武力も、巨額の経済力も、圧倒的な権力もない。でも国民は権力者に比べて圧倒的に数が多い。できるだけ多くの人々に呼び掛けて、できるだけ多くの人々が戦争への道を止めるために力を合わせることによって、おそらく平和的生存権は実現していくだろうと思います。